

中津川市立図書館雑誌スポンサー実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中津川市立図書館（以下「図書館」という）が購入する雑誌の購入代金を事業者が負担することにより当該雑誌を利用して当該事業者（以下「雑誌スポンサー」という。）の事業に係る広告を行う制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書資料を広告媒体として活用することにより、民間事業者等の情報発信の場を提供するとともに、図書資料購入のための財源を確保し図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(広告の方法)

第3条 雑誌スポンサーは、広告表示を希望する雑誌の購入費用を負担し、中津川市立図書館長（以下「館長」という。）は当該雑誌（以下「スポンサー誌」という。）を図書館雑誌コーナーに配架する。

- 2 館長は、スポンサー誌の最新号にカバーを付け、表面のカバーに雑誌スポンサー名を、裏面のカバーには雑誌スポンサーの事業に関する広告を表示するものとする。
- 3 スポンサー名及び広告の用紙は雑誌スポンサーが用意するものとし、その規格等は別表第1に掲げるとおりとする。
- 4 スポンサー誌の配架場所は、館長が決定する。

(雑誌スポンサーの対象者)

第4条 雑誌スポンサーの対象者は事業を行っている個人又は団体とし、次に掲げる者は、雑誌スポンサーの対象としない。なお、契約期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令に違反している者
- (2) 市税・県税を滞納している者
- (3) 中津川市長から、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱」に基づく指名停止を受けている期間中の者
- (4) 清算手続き中の者、破産手続き中の者、更生手続き中の者、承認援助手続き中の者又は特別清算に関する手続き中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (7) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないものとして別に定めるもの

2 雑誌の発行人は、自社の雑誌のスポンサーになることができない。

（広告の内容）

第5条 広告の内容は、雑誌スポンサーが行っている事業に関するものに限り、かつ、図書館の公共性、品位及び信頼を損なうおそれがなく、市民に不利益を与えることがないものでなければならない。

2 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告表示の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 図書館の運営に支障をきたすもの
- (4) 人権その他の者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (7) 事実と異なるもの
- (8) 誇大な表現を含むもの、明示すべき事項を明示していないものなど虚偽であるもの又は誤解されるおそれのあるもの
- (9) 広告であること又は広告等の内容が不明確であるもの
- (10) 広告主の名称、連絡先等が明示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
- (11) 個人の氏名を広告するもの
- (12) 不当な比較広告
- (13) 競馬、競輪、競艇、小型自動車競走、パチンコその他これらに類するものに関するもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受けその他これらに類するものに関するもの
- (15) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないもの

（広告の表示期間）

第6条 広告表示期間は、原則4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、別に定める2回目の申込期間内に申込みを行い、館長の審査を受け承認された場合は承認された月の翌月から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 11 条に定める「覚書」を締結することにより、広告表示期間を延長することができる。

3 広告の内容は、10 月 1 日に変更することができる。

4 前項の場合においても第 8 条に規定する審査を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの募集)

第 7 条 雑誌スポンサーを希望する者は、館長が別に定める雑誌のリストの中からスポンサーの対象とする雑誌を選定し、「雑誌スポンサー申込書 (様式第 1 号)」により館長に対して申込みを行うものとする。

2 同一年度でスポンサーとなることができる雑誌は、10 誌を限度とする。

3 第 1 項に定める雑誌のリストのほか雑誌スポンサーの募集に必要な事項は、館長が別に定める。

(雑誌スポンサー及び広告内容の審査)

第 8 条 雑誌スポンサーの申込みを行った者は、掲載しようとする広告内容について予め館長と協議し、審査を受けなければならない。

2 館長は、雑誌スポンサーの選定と広告内容に関して審査を行い、その適否を決定する。

3 前項の審査は、第 7 条第 3 項に定める申込み期間中において申込みのあった順に行うものとし、同一の雑誌に複数の申込みがある場合は申込み受付順に優先権を与え、郵送等により同着の場合は公開抽選で優先権を決定する。

4 館長は雑誌スポンサーに対して広告内容に関する修正を依頼することができるものとし、雑誌スポンサーは正当な理由がない限りこれに応じなければならない。

(雑誌スポンサー審査)

第 9 条 前条の審査は館長のほか図書館職員で行うものとする。

(雑誌スポンサーの決定)

第 10 条 館長は、第 7 条第 1 項による申込みがあったときは、第 8 条第 2 項の規定により審査会による審査を行い、審査結果を申込者に対して速やかに通知するものとする。

(契約)

第 11 条 前条の規定により通知を受け取った者は、速やかに「覚書 (様式第 2 号)」により契約を締結しなければならない。

(雑誌スポンサーの責務)

第 12 条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌購入代金の支払い方法)

第 13 条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、館長が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。

2 支払いは、毎年度一括先払いとし、価格変動により過不足が生じた場合は、年度末に清算する。

3 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。

4 雑誌スポンサーが提供する雑誌が契約途中で休刊、廃刊等となった場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(雑誌の所有権)

第 14 条 スポンサー誌は、図書館に帰属するものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(別表第1)(第3条関係)

広告の規格等

1 スポンサー名の表示

(1) 規 格 縦4センチメートル程度 横13センチメートル程度

(2) 貼付位置 雑誌カバー表面
雑誌カバー底辺から4センチメートル程度上部の中央

(3) 規格及び貼付位置は、雑誌の大きさ等により調整することがある。

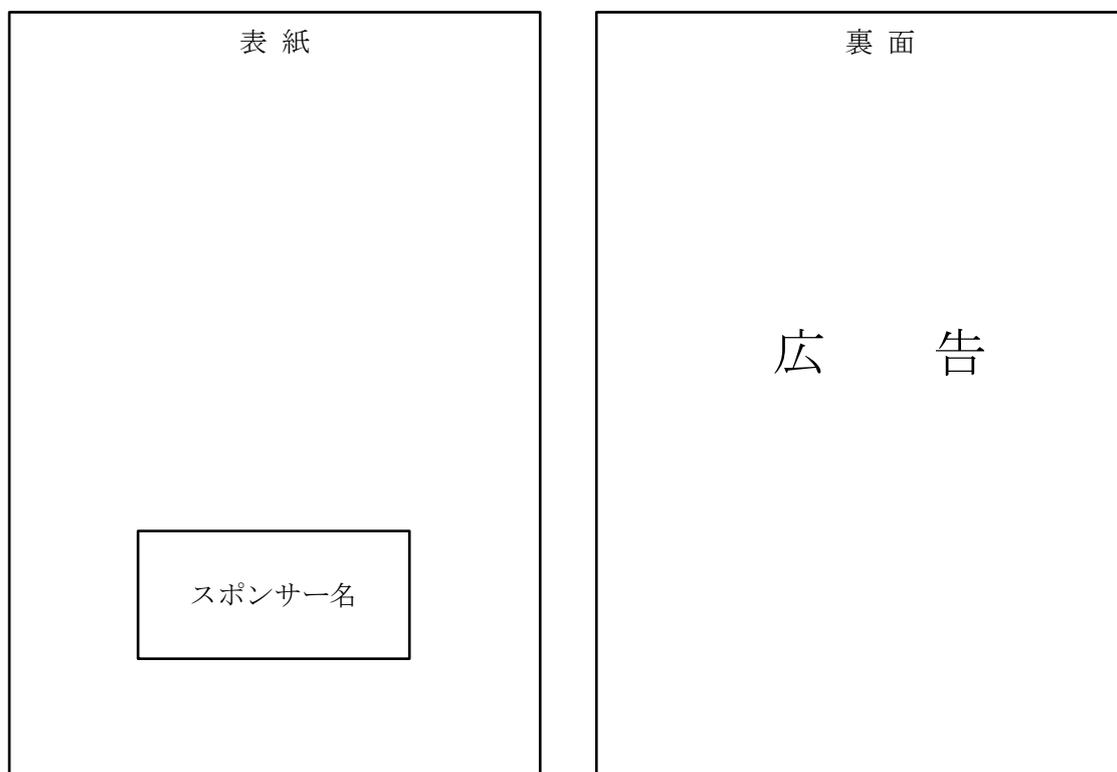
2 広告の表示

(1) 規 格 雑誌本体又はカバーの縦横の寸法未満

(2) 貼付位置 雑誌カバー裏面

3 スポンサー名及び広告の表示位置

最新号カバー



(第4条関係)

雑誌スポンサーの基準

中津川市立図書館雑誌スポンサー実施要領第4条8号の雑誌スポンサー制度の対象としない者は、次に掲げるとおりとする。

- 1 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業又は第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業を営む者
- 2 主として次に掲げる営業等を営む者。ただし、に掲げるもののうち主として通信販売を業として営む者で、特定商取引に関する法律第30条第1項の一般社団法人の社員であるものを除く。
 - ア 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち主として同条第20項に規定するデリバティブ取引を行うもの
 - イ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業のうち主として同法第2条第1項第14号に掲げる有価証券又は同条第2項に規定により有価証券とみなされる権利（同項第1号及び第5号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号に掲げる行為を行うもの
 - ウ 金融商品取引法第28条第2項に規定する第二種金融商品取引業又は同条第4項に規定する投資運用業のうち主として同法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第5号及び第6号に掲げるものに限る。）について同法第28条第2項各号又は同条第4項各号に掲げる行為を行うもの
 - エ 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第1項に規定する質屋営業
 - オ 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第17項に規定する商品取引債務引受業
 - カ 商品先物取引法第2条第22項第3号又は第4号に規定する商品先物取引業
 - キ 特定商取引に関する法律第2条第1項に規定する訪問販売、同条第2項に規定する通信販売又は同条第3項に規定する電話勧誘販売
 - ク 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - ケ 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号）第2条第3項に規定する商品投資顧問業
 - コ 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第2条第2項に規定する探偵業
- 3 法律に定めのない医療類似行為を行う者
- 4 社会的な問題を起こしている者

(第5条関係)

広告の基準

中津川市立図書館雑誌スポンサー実施要領第5条15号の雑誌スポンサー制度の対象とすることが適当でない広告の内容は、次に掲げるものに係る内容とする。

- 1 中津川市立図書館（以下「図書館」という。）が雑誌スポンサーを支持し、又は当該広告に係る商品等を推奨し、若しくは保証していると思わせるもの
- 2 図書館の品位を損なうもの
- 3 世論が大きく分かれている事項に関するもの
- 4 国際関係を悪化させるおそれがあるもの
- 5 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるものに関するもの
- 6 著しく射幸心をあおるもの
- 7 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、閲覧者を惑わせ、又は不安にさせるおそれがあるもの
- 8 暴力団若しくは暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団を排除する活動に異論を唱えるもの
- 9 鉄砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- 10 人の行方の捜査に関するもの
- 11 結婚相談又は養子縁組に関するもの
- 12 通貨又は郵便切手を複写して使用しているもの
- 13 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第11条に規定する前払式割賦販売その他これに類するものに関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）

- 14 特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売取引若しくは同法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの
- 15 郵便書籍、転送サービスなどに関するもの